

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関は、審査請求の対象となった情報のうち、次に掲げる部分を開示すべきである。

- 1 奈良公園施設魅力向上事業業務報告書（平成27年度業務）に添付された有料刊行物の写し
- 2 高畑町裁判所跡地の整備計画における基本コンセプト、利用ターゲット、施設の建築面積、建物配置、収支計算等提案募集の内容及び審査基準に関する記述

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成28年11月25日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. 奈良県が「高畑町周辺地区整備事業」について特定法人に業務委託をした契約書。 2. 同社奈良事務所から奈良県に提供した委託契約に基づく書類。 3. 前記事業に関する起案書と決裁書。 4. 「高畑町裁判所跡地」の利用に関する検討をした記録書類全部。」の開示請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

- (1) 平成28年12月14日、実施機関は、1に記載の開示請求のうち、「1. 奈良県が「高畑町周辺地区整備事業」について特定法人に業務委託をした契約書。 2. 同社奈良事務所から奈良県に提供した委託契約に基づく書類。 3. 前記事業に関する起案書と決裁書。」に対応する行政文書として、次のア 開示する行政文書のとおり特定した上で、イ 開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定を行い、ウ 開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

ア 開示する行政文書

(ア) 「高畑町周辺地区整備事業」業務委託に係る以下の文書

- ・平成28年3月9日付け土木設計業務等委託契約書
- ・平成28年3月31日付け土木設計業務等委託変更契約書
- ・平成28年4月26日付け登録内容確認書（業務実績）
- ・平成28年3月9日付け業務工程表
- ・平成28年3月9日付け課税事業者届出書（課税期間 平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）
- ・平成28年3月9日付け課税事業者届出書（課税期間 平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）
- ・平成28年3月9日付け管理技術者通知書及び経歴書
- ・平成28年3月9日付け照査技術者通知書及び経歴書

- (イ) 平成28年3月10日付け調査職員任命伺（業務番号 平成27年度809-委-2）
- (ウ) 平成28年4月1日付け調査職員任命伺（変更）（業務番号 第809-委-2）

イ 開示しない部分

- (ア) 個人（公務員を除く。）の氏名、ふりがな及び印影
- (イ) 建設実績技術者ID
- (ウ) 個人の生年月日、現住所、学歴、資格、職歴及び主な業務経歴
- (エ) 公務員のメールアドレス

ウ 開示しない理由

イの（ア）、（イ）及び（ウ）  
条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

イの（エ）  
条例第7条第6号に該当  
県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

- (2) 平成29年1月23日、実施機関は、1に記載の開示請求のうち、「4. 「高畑町裁判所跡地」の利用に関する検討をした記録書類全部」（以下「本件開示請求」という。）に対応する行政文書として、次のア 開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、イ 開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、ウ 開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

ア 開示する行政文書

高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業の検討に係る以下の文書

- ・平成27年8月7日付け第10回奈良公園地区整備検討委員会配布資料
- ・平成28年10月31日付け第12回奈良公園地区整備検討委員会配布資料
- ・平成28年3月23日付け高畑町裁判所跡地の整備に関する地元説明会配布資料
- ・平成28年6月26日付け高畑町裁判所跡地の整備に関する地元説明会配布資料
- ・庁内検討会議の資料（開催日：平成26年5月27日、同年7月24日、同年9月17日、平成27年5月15日、同年7月13日、同年10月30日、平成28年5月26日及び同年9月15日）
- ・奈良公園施設魅力向上事業（高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務）業務報告書（平成26年度業務）平成27年3月
- ・奈良公園施設魅力向上事業（高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務）業務計画書 平成27年3月9日
- ・奈良公園施設魅力向上事業（高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務）業務報告書（平成27年度業務）平成27年9月
- ・奈良公園施設魅力向上事業（高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務）業

務計画書 平成27年4月1日

- ・奈良公園施設魅力向上事業（高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務）業務計画書 平成27年7月1日
- ・設計打ち合わせ・協議記録簿（平成27年3月9日（追番1-1）、同月20日、同月9日（追番3-1）、平成27年4月17日、同年5月28日、同年6月23日、同年6月26日、同年8月17日、同月28日、同年9月9日、同月25日、同月30日及び同年4月15日）

イ 開示しない部分

- （ア）個人（公務員を除く。）の氏名、役職、業績、携帯電話番号及び印影
- （イ）個人の保有する資格（技術士（建設部門）及び登録ランドスケープアーキテクトを除く。）
- （ウ）特定法人がヒアリングを行った法人の名称
- （エ）事業を営む個人の氏名
- （オ）法人の社内担当者メールアドレス
- （カ）奈良公園施設魅力向上事業 業務報告書（平成27年度業務）に添付された有料刊行物の写し
- （キ）高畑町裁判所跡地の整備計画における基本コンセプト、利用ターゲット、施設の建築面積、建物配置、収支計算等提案募集の内容及び審査基準に関する記述

ウ 開示しない理由

イの（ア）及び（イ）

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

イの（ウ）

条例第7条第3号に該当

法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

条例第7条第6号に該当

県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適切な遂行に支障及ぼすおそれがあるため

イの（エ）、（オ）及び（カ）

条例第7条第3号に該当

法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

イの（キ）

条例第7条第6号に該当

県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適切な遂行に支障及ぼすおそれがあるため

### 3 審査請求

審査請求人は、平成29年2月15日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取り消し、第2の2（2）イの開示しない部分（個人の氏名、役職、業績、携帯電話番号及び印影以外）の開示を求める審査請求を行った。

### 4 諮問

平成29年3月14日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

申立人の行政文書開示請求に対する一部開示処分を取り消し、第2の2（2）イの開示しない部分（個人の氏名、役職、業績、携帯電話番号及び印影以外）を全部開示するとの決定を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### （1）審査請求書

本件決定における「開示しない理由」は、すべて開示除外理由に該当しない。

奈良県知事は、やみくもに条例第7条第3号と同条第6号を挙げるが、その該当事実はまず奈良県知事において具体的に立証する責任がある。

なお、個人の保有する資格は公的に明確にする必要があるので除外するべきではない。

#### （2）反論書

ア 奈良県知事は、管理技術者、照査技術者、担当技術者等の資格を条例第7条第2号本文に該当すると主張する。しかし、個人の資格を公開することは特定の個人を識別するものではない。県の仕事をするからには、どのような資格を保有するかについて明らかにする必要があり、県民はそれを知る権利がある。個人の氏名と住所を公開しなければ特定の個人を識別することはできない。（個人情報保護法第2条第1項）

イ 法人の社内担当者メーリングリストのメールアドレスは、本件の担当者が自ら明示したもので、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利等その他正当な権利を害するとはいえない。

しかし、法人の社内担当者が公開を拒否しているのであれば、その申し出を受け入れる。

ウ 特定法人がヒアリングを行った法人の名称は、公にしても何ら当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害さない。それは特定法人の作業内容と責任を明らかにするものである。行政に提出した文書であれば、法人が公開先を選択で

きるものではない。法人の名称を公開したらどのような不利益を法人が受けるかについて、奈良県は具体的な弁明をしていない。唯一、公募を実施する場合に支障を述べているが、その主張も理に適っていない。公募中こそ公平の見地から開示すべきではないか。

エ 事業を営む個人の氏名についても、作業内容の責任を明確にするため、住民に公開すべきである。事業を営む個人のみ非開示にしたのであろうが、公開すれば何故当該個人の権利等を害するのであろうか。奈良県は「実際は事業にしていなのに情報を開示することによりあたかも当該事業者が事業に関与しているかのような誤解を与える」ことを理由としているが、公開文書全体を見れば当該事業者が事業に関与しているかどうかは一目瞭然である。奈良県の主張は意味がない。

オ 奈良公園施設魅力向上事業業務報告書（平成27年度事業）に添付された有料刊行物の写しも公開すべきである。有料刊行物は広く一般に読まれることを前提に、というより、目的として販売されるものであり、そもそも条例第7条第3号の対象外のものである。いわんや、発行元の権利を侵害することはない。言うまでもないが、特定法人が発行元に無断で添付又は引用したのであれば違法性を問われるだろう。奈良県があくまで公開を拒めば、特定法人が疑われよう。

カ 高畑裁判所跡地の整備計画における基本コンセプト、利用ターゲット、施設の建築面積、建物配置等は、住民が最も知りたいことなのである。

ところが、奈良県はこれらを条例第7条第6号に該当すると強弁し、事業を実施する民間事業者を公募する上で民間事業者から特定のイメージに偏った提案が寄せられ幅広く提案を集めることができない、等の不可思議な牽強附会の理屈をつけ、公募の実施に支障を及ぼすと主張する。

しかし、公募した民間事業者からの提案を選定するのは奈良県であるから、特定のイメージに偏った提案が寄せられても十分に取捨選択ができるのである。

なお、審査請求人は奈良県の担当者から設置許可後に各事項を開示できるとの説明を受けたことがあるが、どの部分を非開示とするかの具体的な特定もされていないことから承諾はしていない。住民は奈良公園の環境を守る見地から奈良県の事業計画に不安を感じている。奈良県はいつ終わるかも知れない事業計画の成立後まで待っていては、住民の不安はどうも解消できない。事業計画に関する行政許可後に情報が公開されても、司法の法的判断を住民が求めることになれば、事案は更に複雑となり現場での混乱は増幅する。一日も早く公開すべきである。

#### (ア) 建物の基本コンセプトに関する記述

来訪者へのサービス享受、奈良公園の魅力向上、上質な宿泊施設や交流を促す飲食施設等の実現を内容とするものらしいが、それなら住民に対し積極的に周知させて住民の理解を得るべき情報である。だいいち上記記述の内容は公募に応じた事業者に示すべきものであって、その段階で事業者には公開されているはずである。

#### (イ) 建物の利用ターゲット、導入機能及び役割に関する記述

「その内容は、建物の内部の空間構成等で公募の審査基準にも関わるものである」と、奈良県は記述しているが、その情報を公開しても「当該事業又は事務の適正な遂行」に支障を及ぼすことはない。この情報も事業の応募者には示すはずであるが、公募の審査基準は透明にするのが現在では常識である。非公

開にする理由は全くない。

(ウ) 建物の規模、配置、動線及び意匠形態に関する記述及び図面

「保存すべき価値や関係法規制等を踏まえた建物の規模、配置及び意匠形態、計画地の特性を踏まえた来訪者の利用動線」を内容とするものらしいが、前項と同じく不開示情報には該当しない。奈良県は「公募の審査基準にも関わる」と述べるだけである。

(エ) 建物の視点場及び眺望に関する記述及び図面

奈良県は「その内容は、周辺景観と調和した建物の規模、配置及び意匠形態の評価」などと述べているが、これらを「公募の審査基準に関する」という一言だけで非公開としている。

(オ) 供給処理施設計画及び造成に関する記述及び図面

「その内容は、建物の規模、来訪者に対する様々な要望に応えるために必要な設備並びに文化庁及びその他関係機関との協議調整という点について」であるから、公募の審査基準にも関わりと奈良県は主張するが、前項と同じく非公開理由には該当しない。

とくに「文化庁及びその他関係機関との協議調整」の内容については、行政手続きの透明化という行政の基本理念上からも、断じて非公開にしてはならない。

(カ) 植栽、景観、環境整備に関する記述及び図面

「その内容は、保存すべき樹木、新植する樹木の考え方や樹種選定、樹木や緑地の維持管理」とあるが、これも審査基準に関するから、との乱暴で不誠実な理論で不開示にしている。

上記の内容は、植物学者や近隣住民の意見を積極的に聴くべきものであって、非開示にすることは、条例に違反するはもちろん、自然保護の理念にも反している。

(キ) 事業化方針、民間事業者の意向及び収支条件に関する記述

奈良県は、「その内容は、上質な宿泊施設を体現するための具体的な手法」等について、公募の審査基準にも関わるものであるとしている。

この項についても、奈良県の主張は同じように雑駁で熟さない理屈をつけている。

(ク) 関係機関との協議事項及び結果に関する記述

奈良県は「その内容は、関係法規制等を踏まえた建物の規模又は配置、文化庁及びその他関係機関との協議調整に関する期間を考慮した工程計画という点について、公募の審査基準にも関わる」と前項と同じ主張をしている。

しかしながら、上記の事項は他にも増して住民にとっては重要なものである。関係法規の規制とか文化庁の協議結果というのは、奈良県が進めている事業の帰趨に関することであって、これらを秘匿して事業を進めることになれば、将来大きな問題を起こしかねない。

キ むすび

審査請求人は、奈良公園に高級旅館を建築しようとする奈良県の計画に反対する国民が結集した特定団体の一員である。奈良県は、計画の具体的内容、とくに高級旅館をどの位置にどのような規模で建築するかについて、全く近隣住民にも知らせることなく事業を進行させてきた。

公平な第三者であるべき奈良公園地区整備検討委員会は、広く市民の意見を聴取することも、専門学者の意見を徴することもなく、奈良県の事業計画を肯定する始末である。

そこで、審査請求人は住民の声に押されて前記団体に参加し、真実を知るために情報公開の請求をしたのであるが、重要な部分は前記（ア）から（ク）までに書かれているように「公募の審査基準にも関わる」との不開示理由にならない理由をつけて公開を拒否している。このことは、住民に知らせたくない事情があると思われたい。奈良県は自己が推進する事業、それも大きく誤った事業のため、国民の知る権利を侵害しているのである。深く反省を求める。

### （3）口頭意見陳述

審査請求から審査会まで1年待たされた。国民の知る権利を阻害しているのではないかと思う。情報というのは新しくないと役に立たない。本件では、住民はいろいろな情報を知りたいと思っても、出さない、あるいは海苔弁の資料で、計画の内容が分からなかった。形状変更処分に対して文化庁に苦情を言うなど、住民が声を上げることができなかった。都合の悪いことは隠して、そして不服申立てから審査会まで1年かかる間に行政上の処分ができてしまう。

今、地元の自治会と県とで生活権をかけて争っている。県は裁判所跡地の保存のために買ったとしていて、買った後に建築物を建てようとして計画したが、建てるにしてもいろいろな法律上の問題や疑問があり、住民の理解を得るために、県は、情報を公開して議論するべきだ。本件で不開示としているのは、県は、どのような計画を立てているか住民に示したくなかったからだ。

条例第7条第6号が様々な理由に使われているが、同号は非常に抽象的な規定である。大事なことは住民多数の幸せであり、そのことを考えて判断しなければならない。

不開示にしたことに問題があったということ、この審査会で議論していただきたい。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 弁明書

#### （1）本件行政文書について

実施機関では、奈良公園基本戦略（平成24年2月策定）に基づき、「世界に誇る奈良公園」の一画として、国指定名勝にふさわしい環境の維持・向上を図るため、奈良公園にふさわしい歴史と文化の香りが漂う「大正期作庭の庭園を復元し、一般の方々に開放する」とともに、「敷地内の一部に興福寺子院があった往時を偲ばせる宿泊施設の整備」に取り組むことを目的として、高畑町裁判所跡地保存管理・活

用事業（以下「本件事業」という。）を実施している。

本件事業は、奈良公園基本戦略に基づき、平成24年3月より検討を開始し、発掘調査・庭園遺構調査結果に基づいた十分な検討を行った上で、2回の奈良公園地区整備検討委員会（1回：平成27年8月、2回：平成28年10月）、2回の地元説明会（1回：平成28年3月、2回：同年6月）で意見を聞き、平成28年12月から民間活力の導入を前提として国指定名勝奈良公園の保存管理・活用に資する事業を実施するため、事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定（以下「公募」という。）する手続きを開始している。本件決定を行った時点では、公募の参加表明受付期間前であり（受付期間：平成29年1月30日～同月31日）、引き続き提案書を受け付けることとしていた（受付期間：同年3月2日～同月3日）。

本件行政文書は、実施機関が実施した検討委員会、住民説明会、庁内会議の資料及び特定法人から提出された業務報告書等であり、開示請求のあった同日に、実施機関が審査請求人に、その内容について電話で確認の上、前述の行政文書を特定し、本件決定を行った。

## （2）不開示の理由

ア 個人の保有する資格（技術士（建設部門）及び登録ランドスケープアーキテクトを除く。）

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

審査請求人が開示を求める部分は、管理技術者、照査技術者、担当技術者、担当者が保有する資格が記載されている。個人の保有する資格は、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

ただし、技術士（建設部門）及び登録ランドスケープアーキテクト（庭園、公園、緑地、景観及び環境のデザイナーとして、一般社団法人ランドスケープコンサルタント協会が登録する資格制度）は、入札仕様書等であらかじめ示していたため開示した。

イ 法人の社内担当者メーリングリストのメールアドレス

条例第7条第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

審査請求人が開示を求める法人の社内担当者メーリングリストのメールアドレスは、当該法人の内部管理情報に当たり、条例第7条第3号に規定する法人に関する情報であって、これを公にした場合、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信される等、法人の正当な利益が損なわれるおそれがある。

#### ウ 特定法人がヒアリングを行った法人の名称

条例第7条第3号本文は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

審査請求人が開示を求める特定法人がヒアリングを行った法人の名称は、当該法人の取引先情報であり、内部管理情報に当たり、条例第7条第3号に規定する法人に関する情報であって、どの範囲で誰に対して情報を明らかにするかは、法人が自ら選択できるものであり、法人の同意もなく、法人の事業活動と無関係に広く開示することは、法人の正当な利益が損なわれるおそれがある。

また、条例第7条第6号本文は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。

特定法人がヒアリングを行った法人の名称を開示することにより、公募を実施する上で、民間事業者から特定のイメージに偏った提案が寄せられ、幅広に提案を集めることが出来ず、官民が役割・リスクを分担しながら、より柔軟な民間事業者の発想を取り入れた事業が実現できるような公募の実施に支障を及ぼすおそれがある。

#### エ 事業を営む個人の氏名

条例第7条第3号本文は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

審査請求人が開示を求める部分は、庁内会議資料（平成27年7月13日）の整備の進め方の欄及び設計打ち合わせ・協議記録簿（平成27年5月28日）のその他の欄に記載された個人の氏名であるが、当該人物は事業を営む個人であるため、条例第7条第3号に規定する情報に該当する。当該事業者は実際には事業に関与していないため、情報を開示することによりあたかも当該事業者が事業に関与しているかのような誤解を与え、当該事業者の利益を害するおそれがある。

#### オ 奈良公園施設魅力向上事業 業務報告書（平成27年度業務）に添付された有料刊行物の写し

条例第7条第3号本文は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

審査請求人が開示を求める有料刊行物は特定法人以外の事業者が発行した雑誌等の写しであり、条例第7条第3号に規定する法人に関する情報であって、発行事業者の独自のノウハウにより作成されたものであり、また有料で販売されていることから、開示することにより、当該発行元の競争上の地位を害するおそれがある。

#### カ 高畑裁判所跡地の整備計画における基本コンセプト、利用ターゲット、施設の

## 建築面積、建物配置、収支計算書等提案募集の内容及び審査基準に関する記述

条例第7条第6号本文は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。

以下の各事項に示す部分を開示することにより、事業を実施する民間事業者を公募する上で、民間事業者から特定のイメージに偏った提案が寄せられ、幅広に提案を集めることが出来ず、官民が役割・リスクを分担しながら、より柔軟な民間事業者の発想を取り入れた事業が実現できるような公募の実施に支障を及ぼすおそれがある。

なお、不開示理由の詳細及び公募により選定した優先交渉権者もしくは次点交渉権者が、実施機関と事業実施に関する基本協定書を締結し、設置許可を受けた後に、各事項を開示できることについては、開示の際に審査請求人に説明を行っている。

### (ア) 建物の基本コンセプトに関する記述

当該部分は、特定法人が作成した業務報告書等に記載された官民複合的な事業のうち、民間事業者が実施する部分の考え方や、民間事業者が整備する建物の考え方である。

その内容は、来訪者へのサービス享受、奈良公園の魅力向上、上質な宿泊施設や交流を促す飲食施設等の実現という点において、公募の審査基準にも関わるものである。

### (イ) 建物の利用ターゲット、導入機能及び役割に関する記述

当該部分は、特定法人が作成した業務報告書等に記載された民間事業者が整備する建物の利用者層、ニーズであるとともに、それに基づき、建築物に導入する具体的な機能や県が整備する建物との役割分担、連携のあり方を示したものである。

その内容は、建物の内部の空間構成、来訪者に対する様々な要望に答えるために必要な設備・機能という点において、公募の審査基準にも関わるものである。

### (ウ) 建物の規模、配置、動線及び意匠形態に関する記述及び図面

当該部分は、特定法人が作成した業務報告書等に記載された民間事業者が整備する建物の規模、配置、動線及び意匠形態に関して、具体的な記述及び図面を示したものである。

その内容は、保存すべき価値や関係法規制等を踏まえた建物の規模、配置及び意匠形態、計画地の特性を踏まえた来訪者の利用動線という点について、公募の審査基準にも関わるものである。

### (エ) 建物の視点場及び眺望に関する記述及び図面

当該部分は、特定法人が作成した業務報告書等に記載された民間事業者が整備する建物の視点場から望む眺望や、県が整備する庭園内の視点場から建物を望む眺望に関して、具体的な記述及び図面を示したものである。

その内容は、周辺景観と調和した建物の規模、配置及び意匠形態の評価、建

物の経年変化、維持管理による景観への影響という点について、公募の審査基準にも関わるものである。

(オ) 供給処理施設計画及び造成計画に関する記述及び図面

当該部分は、特定法人が作成した業務報告書等に記載された民間事業者が整備する建物の電気・通信、水道（給水）・汚水、雨水のインフラ、遺構の保護を前提とした造成計画に関して、具体的な記述及び図面を示したものである。

その内容は、建物の規模、来訪者に対する様々な要望に応えるために必要な設備並びに文化庁及びその他関係機関との協議調整という点について、公募の審査基準にも関わるものである。

(カ) 植栽、景観、環境整備に関する記述及び図面

当該部分は、特定法人が作成した業務報告書等に記載された民間事業者が整備する範囲における植栽、外構、周辺整備に関して、具体的な記述及び図面を示したものである。

その内容は、保存すべき樹木、新植する樹木の考え方や樹種選定、樹木や緑地の維持管理という点について、公募の審査基準にも関わるものである。

(キ) 事業化方針、民間事業者の意向及び収支条件に関する記述

当該部分は、特定法人が作成した業務報告書等に記載された民間事業者の事業スキーム、投資モデル及び概算事業収支計画、民間事業者の宿泊機能及び飲食機能に対する具体的な意向を示したものである。

その内容は、上質な宿泊施設を体現するための具体的な手法、サービス水準、計画地の価値を活かした宿泊・料飲サービスという点について、公募の審査基準にも関わるものである。

(ク) 関係機関との協議事項及び結果に関する記述

当該部分は、特定法人が作成した業務報告書等に示された建物の案を前提に、敷地設定、全体土地利用計画、用途上可分不可分の関係等について、関係機関と協議した結果を示したものである。

その内容は、関係法規制等を踏まえた建物の規模及び配置、文化庁及びその他関係機関との協議調整に要する期間を考慮した工程計画という点について、公募の審査基準にも関わるものである。

(ケ) したがって、一部開示決定を行ったものである。

## 2 口頭理由説明

実施機関では、平成27年2月から9月にかけて実施した高畑町裁判所跡地土地利用基本計画策定業務（以下「本件委託業務」という。）において、民間事業者への要求水準として、法規制、基本コンセプトや土地利用ゾーニング等を整理した上で、建物の整備計画を検討した。また、公開で開催した2回の奈良公園地区整備検討委員会において、当該要求水準について幅広い見地から意見を伺った。そして、県が検討した建物の整備計画を踏まえ、平成28年3月から実施した「アドバイザー業務」において、民間事業者から提案される建物の整備計画を審査するための基準を設定した。以上の手続を経て、実施機関では、平成28年12月26日から平成29年9月1日

にかけて、高畑町裁判所跡地保存管理・活用事業を実施する民間事業者の公募（以下「本件公募」という。）を行った。

実施機関では、本件公募は、官民が役割・リスクを分担しながら、より柔軟な民間事業者の発想を取り入れるために実施したものであるため、また、提案内容を適切に審査するためにも、県が検討した建物の整備計画を公表せずに実施することが望ましいと判断していた。

そして、提案募集の内容及び審査基準に関する記述については、本件公募に係る審査の水準を表すものであり、これらより優れた提案であれば加点評価を行うこととしているが、仮に本件公募への参加を検討している事業者が開示請求を行い、本件公募に係る提案募集中にこれらの記述を公にした場合、独自の提案を行う事業者ばかりでなく、これらの記述に沿った提案を行う事業者があることも想定される。

これらのことから、本件決定が、民間事業者の公募を行っていた段階で行ったものであって、県が検討した建物の整備計画のうち、特に、高畑裁判所跡地の整備計画における基本コンセプト、利用ターゲット、施設の建築面積、建物配置、収支計算書等提案募集の内容及び審査基準に関する記述を公にすることで、より柔軟な民間事業者の発想を取り入れるという本件公募の目的の実現や提案内容の適切な審査に支障を及ぼすおそれがあると考え、これらの部分を条例第7条第6号に該当するものとして不開示とした。

不開示とした部分は、具体的には、来訪者へのサービス享受や上質な宿泊施設といった建物の基本コンセプト、利用ターゲット、規模・配置を表す図面や面積等、客室数、視点場や眺望のイメージ写真、供給処理施設計画、植栽、事業化方針、工程に関する協議内容等である。

「個人の保有する資格」は、そもそも個人情報であるとともに、入札仕様書等で実施機関が担当者に求める資格として指定していない資格であったため、不開示とした。

「法人の社内担当者メーリングリストのメールアドレス」は、本件委託業務の受託事業者である特定法人（以下「本件受託事業者」という。）が、業務を円滑に行う上で、関係者のみに共有したものであり、それ以外の者には秘匿しているものことから、これを公にした場合、大量のメール送信による嫌がらせ等、本件受託事業者の業務に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

「事業を営む個人の氏名」については、当該事業者が本件公募に係る事業にアドバイザーとして就任することが前提であるかのようにも見られる記載があるが、当時は検討段階にあり、その後も実施機関からアドバイザー就任を依頼した事実もないため、公にすることで、本人へ想定外の圧力や御迷惑をかけるおそれがあるため不開示とした。

「有料刊行物の写し」は、本件受託事業者以外の事業者が発刊した雑誌等の写しであり、公にすることで、事業者の正当な利益を害するおそれがあるため不開示とした。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民

本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

## 2 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が実施した検討委員会、住民説明会、庁内会議の資料、本件受託事業者から提出された業務計画書及び業務報告書（以下「業務報告書等」という。）並びに設計打合わせ・協議記録簿であり、高畑町裁判所跡地の活用に係る検討に関する文書である。

## 3 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件行政文書の一部が、条例第7条第2号、第3号又は第6号に該当すると主張しているので、以下検討する。

### (1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行とし公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、本件不開示情報のうち、個人の保有する資格（技術士（建設部門）及び登録ランドスケープアーキテクトを除く。）について、条例第7条第2号に該当すると主張しているので、以下検討する。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件決定において不開示とされている個人の資格は、本件受託事業者が実施機関に提出した業務報告書等に掲載された当該業務の実施体制表中、当該法人の従業員である管理技術者、照査技術者、担当技術者及び担当者がそれぞれ保有する資格のうち、実施機関が、本件受託事業者の従業員に求める資格である、技術士（建築部門）及び登録ランドスケープアーキテクト以外のものであり、氏名及び役職とともに不開示とされていることが認められ

た。

この点について、実施機関は、本件受託事業者の従業員が保有する資格が当該従業員の氏名と一体として条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると説明している。

ところで、条例第7条第2号本文前段は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と規定している。

上記の「他の情報」に、個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報を含むか否かについては、個人情報 の性質及び内容に照らして判断するのが相当であると考えられる。

本件委託業務は、高畑町裁判所跡地の土地利用に係る基本計画を策定する業務であり、不開示となった資格（以下「本件資格」という。）は、本件委託業務を行う上で必要とされる資格として実施機関が指定していないことから、本件資格は、実施機関が行う本件委託事業との関係性が薄いものであり、受託事業者の従業員の個人に関する情報として保護すべき性質が強い情報であると考えるのが相当である。

したがって、本件資格が、特定の個人を識別することができる情報であるか否か判断するにあたって照合する「他の情報」については、本件受託事業者の従業員又は本件委託事業の関係者（以下「事業関係者」という。）等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するべきである。

そして、本件決定においては、本件受託事業者の名称並びに本件委託業務に従事した者が所属する支店の名称及び部署の名称（以下「本件名称」という。）が開示されており、実施体制表に記載されている者は、本件資格を保有する特定法人〇〇支社〇〇〇〇部及び同部〇〇〇〇室又は〇〇〇〇部〇〇〇〇室に所属し、本件委託事業に従事する者であることは明らかであることから、実施体制表に記載された個人の氏名を不開示にしたとしても、事業関係者や近親者であれば、本件資格が公にされることによって、本件資格の組み合わせと既に開示されている本件名称とが一体となって、本件委託業務に従事した特定の個人を識別できると認められる。

これらのことから、本件資格は、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、個人の保有する資格（技術士（建設部門）及び登録ランドスケープアーキテクトを除く。）は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

## （2）条例第7条第3号及び第6号該当性について

条例第7条第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報

とする旨規定している。

#### ア 特定法人がヒアリングを行った法人の名称について

実施機関は、当該ヒアリングは本件受託事業者の取引先に対して行ったものであるため、条例第7条第3号アに該当するとともに、当該法人の名称が公になることにより、本件公募において柔軟な民間事業者の発想を取り入れたうえで、提案内容を適切に審査することに支障を及ぼすおそれがあるため同条第6号に該当すると主張しているので、以下検討する。

本件受託事業者は、顧客からの依頼に基づく調査、企画、立案等について、総合的な支援を行うことを業務の内容としており、調査先の情報は、当該業務の性質上、本件受託事業者の取引先の名称であると認められる。

そして、法人の取引先に関する情報は、当該法人等の事業活動の内容、顧客の開拓状況等を具体的に把握できる情報であるため、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

これらのことから、本件受託事業者がヒアリングを行った法人の名称については、条例第7条第3号アに該当すると認められ、同号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報ではないことは明らかである。

以上のことから、特定法人がヒアリングを行った法人の名称は、条例第7条第6号該当性について判断するまでもなく、条例第7条第3号アの不開示情報に該当する。

#### イ 事業を営む個人の氏名について

実施機関は、本件決定において不開示とされた、事業を営む個人の氏名（以下「事業者の名称」という。）について、当該事業者の事業活動に影響を及ぼす等、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当すると主張している。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、不開示とされた事業者の名称とともに、当該事業者が本件公募に係る事業に関与することが確定したかのような記述が認められた。この点について、実施機関は、当該事業の検討段階で庁内会議資料等において事業に関わる候補者として記載されたものであり、実施機関から事業への参画を依頼した事実はない旨説明している。

そうすると、不開示とされた事業者の名称を公にすることにより、あたかも当該事業者が実施機関との交渉に応じ事業に関与しているかのような誤解を与えるおそれがあるとする実施機関の主張には合理性があると認められる。

そして、本件公募に係る事業について、反対運動が展開されている点を考慮すると、不開示とされた事業者の名称を公にすることにより、当該事業者が本件公募に係る事業に関与したという誤解が生じるおそれがあることから、当該事業者が事実と異なる情報に基づく批判等により、事業活動に影響を及ぼすなど、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

これらのことから、本件決定において不開示とされた事業者の名称については、条例第7条第3号アに該当すると認められ、同号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報ではないことは明らかである。

以上のことから、事業を営む個人の氏名は、条例第7条第3号アの不開示情報

に該当する。

ウ 法人の社内担当者メーリングリストのメールアドレスについて

実施機関は、法人の社内担当者メーリングリストのメールアドレスについては、本件受託事業者が本件委託業務を円滑に行うために付与した、関係者のみに共有し、それ以外の者には秘匿している本件受託事業者の情報であることから、条例第7条第3号アに該当するとしているので、以下検討する。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、不開示となっているメールアドレスは、本件委託事業の担当者へ配信されるメーリングリストである旨記載されていることが認められた。

したがって、当該メールアドレスは本件受託事業者が、本件委託事業の関係者に付与したものであり、それ以外の者に秘匿されているものであるとする実施機関の説明には合理性があると認められる。

そうすると、当該メールアドレスが公にされた場合、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信される等の事態が想定され、本件受託事業者の事業活動に影響を及ぼす等、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

これらのことから、法人の社内担当者メーリングリストのメールアドレスについては、条例第7条第3号アに該当すると認められ、同号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報ではないことは明らかである。

以上のことから、法人の社内担当者メーリングリストのメールアドレスは、条例第7条第3号アの不開示情報に該当する。

エ 奈良公園施設魅力向上事業業務報告書（平成27年度業務）に添付された有料刊行物の写しについて

実施機関は、本件で不開示とされた有料刊行物の写しは本件受託事業者以外の者が発行した雑誌等の写しであり、当該発行事業者独自のノウハウにより作成され、有料で販売されていることから、開示することにより、当該発行事業者の競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当すると主張している。

地方公共団体は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供することを目的とする場合には、情報公開条例で定める方法により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる旨、著作権法（昭和45年法律第48号）第42条の2に規定されている。

また、本件で不開示とされた刊行物の写しが、有料で販売されているとのことであるが、そのことによって、直ちに当該刊行物の発行事業者の正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

以上のことから、奈良公園施設魅力向上事業業務報告書（平成27年度業務）に添付された有料刊行物の写しについては、条例第7条第3号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

オ 高畑町裁判所跡地の整備計画における基本コンセプト、利用ターゲット、施設の建築面積、建物配置、収支計算等提案募集の内容及び審査基準に関する記述（以下「本件記述」という。）について

実施機関は、本件記述は、本件委託事業に関する建物の基本コンセプト、利用ターゲット、導入機能及び役割に関する記述（以下「基本コンセプト及び利用ターゲット等に関する記述」という。）、建物の規模、配置、動線及び意匠形態に関する記述及び図面並びに建物の視点場及び眺望に関する記述及び図面（以下「建物の規模等及び視点場等に関する記述及び図面」という。）、供給処理施設計画及び造成計画に関する記述及び図面並びに植栽、景観、環境整備に関する記述及び図面（以下「供給処理施設計画等及び植栽等に関する記述及び図面」という。）、事業化方針、民間事業者の意向及び収支条件に関する記述（以下「事業化方針等に関する記述」という。）及び関係機関との協議事項及び結果に関する記述であり、いずれも本件公募に係る審査の水準を示したものであると説明している。

そして、実施機関は、本件公募について、業務報告書等を公表せずに実施しており、本件記述について、当該公募の審査基準に関わるものであることから、本件公募に係る提案書提出前に公にすることにより、当該公募を実施する上で、民間事業者から特定のイメージに偏った提案が寄せられるなど、柔軟な民間事業者の発想を取り入れた事業の実現に資する公募の実施や提案書の適切な審査に支障を及ぼすおそれがあることから条例第7条第6号に該当する旨主張しているの、以下に検討する。

#### (ア) 条例第7条第6号前段について

本件記述は、実施機関が作成した庁内検討会議の資料、本件受託事業者が作成した平成26年度業務に係る業務計画書及び業務報告書、平成27年度業務に係る業務報告書並びに設計打合わせ・協議記録簿に記載されたものである。

したがって、本件記述は全て、実施機関の事務に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

#### (イ) 条例第7条第6号後段について

##### i 基本コンセプト及び利用ターゲット等に関する記述

基本コンセプト及び利用ターゲット等に関する記述について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、建物の整備の方向性に関する記述並びに建物の利用者層に関する記述及び当該建物が担う機能に関する記述等が不開示とされていることが認められた。

開示請求の請求主体には、何ら制約が設けられておらず、何人も開示請求できることから、本件公募への参加を検討している事業者が開示請求を行うことも想定される場所であるが、一般に公募型プロポーザル事業を実施するにあたっては、公募に参加する事業者は、自らの提案が採用されるよう、様々な観点から提案内容を検討するものと考えられる。

そして、実施機関は、本件記述は本件公募に係る審査の水準を表すものであり、これらより優れた提案であれば加点評価する旨説明していることから、仮に本件公募への参加を検討している事業者が開示請求を行い、基本コンセプト及び利用ターゲット等に関する記述を公にしたとしても、当該記述は本件公募に係る審査の水準を表す情報であり、本件公募に当たって実施機関が期待している提案内容そのものではない旨説明することにより、当該事業者は優れた提案を行うための創意工夫を行うものと考えるのが相当である。

また、建物の利用者層については、本件決定において既に開示されている

奈良公園整備検討委員会議事要旨に記載された委員の発言内容や庁内検討会議の資料等の記載内容から推測できる可能性は否定できない。

これらのことから、基本コンセプト及び利用ターゲット等に関する記述について、本件公募に係る提案の募集期間中に開示することによって、柔軟な民間事業者の発想を取り入れた事業の実現に資する本件公募の実施に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

以上のことから、基本コンセプト及び利用ターゲット等に関する記述については、条例第7条第6号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

## ii 建物の規模等及び視点場等に関する記述及び図面について

建物の規模等及び視点場等に関する記述及び図面について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、建物の面積、全体配置を示したイメージ図、利用者の動線を示したイメージ図、建物イメージの写真及び建物イメージに関する記述並びに本件公募事業の事業地に係る土地の高低差とともに配置を想定している建物の名称が記載された図面及びこれらに関する記述が開示とされていることが認められた。

先に述べたとおり、実施機関は、本件記述は本件公募に係る審査の水準を表すものであり、これらより優れた提案であれば加点評価する旨説明していることから、仮に本件公募への参加を検討している事業者が開示請求を行い、建物の規模等及び視点場等に関する記述及び図面を公にしたとしても、当該記述及び図面は本件公募に係る審査の水準を表す情報であり、本件公募に当たって実施機関が期待している提案内容そのものではない旨説明することにより、当該事業者は優れた提案を行うための創意工夫を行うものとするのが相当である。

また、公募時に公にされている本件公募の募集要項において、茶室、腰掛待合、雪隠の建築面積合計が約110㎡である旨記載され、さらに、本件決定において、宿泊・飲食ゾーン、緩衝緑地ゾーン、地内庭園ゾーン、座敷飲食ゾーン、一般飲食ゾーンの区域が記載されたゾーニング案が既に開示されており、これらの記載内容から建物の規模等及び視点場等に関する記述を推測できる可能性は否定できない。

これらのことから建物の規模等及び視点場等に関する記述及び図面について、本件公募に係る提案の募集期間中に開示することによって、柔軟な民間事業者の発想を取り入れた事業の実現に資する本件公募の実施に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

以上のことから、建物の規模等及び視点場等に関する記述及び図面については、条例第7条第6号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

## iii 供給処理施設計画等及び植栽等に関する記述及び図面について

供給処理施設計画等及び植栽等に関する記述及び図面について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、電気・通信に関する施設、水道（給水）施設、汚水処理施設及び雨水処理施設に係る整備方針に関する記述及び粗造成基本計画に係る図面（以下「供給処理計画等に関する記述等」という。）並びに植栽樹種の配置に関する記述、図面及び写真が認められた。

これらの記述のうち、供給処理計画等に関する記述等については、特定法

人が設定した建物の規模及び配置等に係る計画を前提として作成されたものであり、当該計画が変更になった場合、あらためて、関係機関協議を実施する必要である旨、本件行政文書にも明示されており、植栽樹種の配置に関する記述、図面及び写真については、本件決定において、植栽ゾーン毎の参考樹種の写真は既に開示されており、それぞれの植栽ゾーンは想定である旨明示されている。

また、先に述べたとおり、実施機関は、本件記述は本件公募に係る審査の水準を表すものであり、これらより優れた提案であれば加点評価する旨説明していることから、仮に本件公募への参加を検討している事業者が開示請求を行い、供給処理施設計画等及び植栽等に関する記述及び図面を公にしたとしても、当該記述及び図面は本件公募に係る審査の水準を表す情報であり、本件公募に当たって実施機関が期待している提案内容そのものではない旨説明することにより、当該事業者は優れた提案を行うための創意工夫を行うものと考えるのが相当である。

これらのことから、供給処理施設計画及び植栽等に関する記述及び図面について、本件公募に係る提案募集期間中に開示することによって、柔軟な民間事業者の発想を取り入れた事業の実現に資する本件公募の実施に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

以上のことから、供給処理施設計画等及び植栽景観等に関する記述及び図面については、条例第7条第6号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

#### iv 事業化方針等に関する記述

事業化方針等に関する記述について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、特定法人がヒアリングを行った事業者の回答内容の一部、事業期間に関する記述並びに宿泊事業の事業スキーム及び収支に係るシュミレーション結果等の事業収支に係る記載が認められた。

事業者の回答内容の一部については、本件公募に参加を検討する事業者にとっては有効な情報ではあるが、ヒアリングの対象となった事業者間で相違する回答が認められたことから、本件公募に参加する事業者は、自らの提案趣旨に沿った回答を選択して参考とすることが可能であると考えられる。

次に、事業期間については、本件決定において20年間を想定していることが既に開示されており、さらに都市公園法に基づく設置許可に係る規程に基づき、最大10年間に制約されているところ、設置管理許可通知書に附款させることによって、事実上10年以上の期間設定を行っているものもある旨記載された部分についても既に開示されている。

また、事業収支に係る記載については、特定法人が設定した建物の規模及び配置等に係る計画を前提として作成されたものであることから、当該計画が変更になった場合、当然変化するものであると認められる。

そして、先に述べたとおり、実施機関は、本件記述は本件公募に係る審査の水準を表すものであり、これらより優れた提案であれば加点評価する旨説明していることから、仮に本件公募への参加を検討している事業者が開示請求を行い、事業化方針等に関する記述を公にしたとしても、当該記述は本件公募に係る審査の水準を表す情報であり、本件公募に当たって実施機関が期待している提案内容そのものではない旨説明することにより、当該事業者は

優れた提案を行うための創意工夫を行うものとするのが相当である。

これらのことから、事業化方針等に関する記述について、本件公募に係る提案募集期間中に開示することによって、柔軟な民間事業者の発想を取り入れた事業の実現に資する本件公募の実施に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

以上のことから、事業化方針等に関する記述については、条例第7条第6号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

#### v 関係機関との協議事項及び結果に関する記述

関係機関との協議事項及び結果に関する記述について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、設計打ち合わせ・協議記録簿等に記載された協議結果に係る記述が認められた。

これらの記述は、特定法人が設定した建物の規模及び配置等に係る計画を前提として作成されたものであるが、本件記述は本件公募に係る審査の水準を表すものであり、これらより優れた提案であれば加点評価する旨説明していることから、仮に本件公募への参加を検討している事業者が開示請求を行い、関係機関との協議事項及び結果に関する記述を公にしたとしても、当該記述は本件公募に係る審査の水準を表す情報であり、本件公募に当たって実施機関が期待している提案内容そのものではない旨説明することにより、当該事業者は優れた提案を行うための創意工夫を行うものとするのが相当である。

これらのことから、関係機関との協議事項及び結果に関する記述について、本件公募に係る提案の募集期間中に開示することによって、柔軟な民間事業者の発想を取り入れた事業の実現に資する本件公募の実施に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

以上のことから、関係機関との協議事項及び結果に関する記述については、条例第7条第6号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

#### (ウ) まとめ

実施機関は、本件公募に係る提案の募集期間中に本件記述を公にした場合、独自の提案を行う事業者ばかりでなく、本件記述に沿った提案を行う事業者があることも想定されると説明している。

また、実施機関は公募が終了した現時点においては、本件記述を開示できるとも説明している。

この点、公募期間中に本件記述を公にした場合に、本件記述に沿って提案を行う事業者が存在する可能性を否定することまではできないが、実施機関が本件記述の不開示理由として掲げる条例第7条第6号にいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

そして、実施機関の主張は、公募の実施の支障となる可能性を述べたにとどまるものであり、本件記述を公にすることが公募事業への支障となる蓋然性を認めるに足りる十分な主張は行われなかった。したがって、当審査会は、前述のとおり、本件記述は、本件開示決定時点において、すべて条例第7条第6号の不開示情報に該当せず、開示すべきであったと判断した。

#### **4 審査請求人の主張について**

審査請求人は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### **5 結 論**

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### **第6 審査会の審査経過**

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成29年 3月14日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成30年 3月20日 (第217回審査会)	・事案の審議を行った。
平成30年 4月27日 (第218回審査会)	・実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成30年 5月25日 (第219回審査会)	・審査請求人から意見等を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成30年 6月27日 (第220回審査会)	・事案の審議を行った。
平成30年 7月24日 (第221回審査会)	・事案の審議を行った。
平成30年 8月29日 (第222回審査会)	・事案の審議を行った。
平成30年10月 5日 (第223回審査会)	・答申のとりまとめを行った。
平成30年10月18日	・実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い り め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	